

平成最後の確定申告—スマホ申告の使い勝手は？

●スマホで手軽に確定申告

◆スマホでもタブレットでもOK

来年から、国税庁の確定申告書等作成コーナーにスマホ専用画面ができ、スマホやタブレットで手軽に申告できるようになります。

データ登録後は、従来とおり印刷して郵送しても、電子申告してもOKです。

◆カードリーダーなしの電子申告も登場！

新たに、『IDとパスワード』だけで電子申告できる仕組みが登場します。これまで必要だったマイナンバーカードとICカードリーダーは必要ありません！

これで電子申告利用者が増えるかも…。

申告内容の選択



●コンビニ納税で効率よく！

来年1月4日から、自分で納付書を作成できるようになります。

自宅でQRコードを作成出力 (PDF)

コンビニ端末でQRコードを読み取り、バーコード付き納付書を作成

レジで納税 (ただし30万円以下)



自宅で電子申告後、近くのコンビニで納税！これなら混雑した税務署や銀行窓口へ行かずに、快適に申告納税ができます。

なおコンビニ納税は30万円まで。超えてしまう場合は振替納税、クレジットカードで納税の手間を省きましょう。

●資料収集も申告もお早めに！

◆保険料控除申告書

保険会社から届く控除証明書は、なくさないように保管しておきましょう。証明書の再発行で、年末年始はどこの保険会社も大混雑とか。

ちなみに2020年の年末調整からは、保険料控除証明を電子データで入手できるようになるようです。

◆医療費の領収書

医療費は早めに集計し、10万円(または所得の5%)を超えるかどうか確認しましょう。領収書のほか、健保組合が発行する医療費通知書類でもOKです。

医薬品代で控除をとる場合は、対象となる医薬品購入時のレートのほか、インフルエンザ予防接種の領収書や健康診断結果も必要です。

◆還付申告は1月4日から受付

一般の確定申告は2月18日月曜日からですが、還付申告は1月4日から始まります。還付金振込みまでに申告後最低1カ月はかかるので、早めの申告がオススメです。

●財産の棚卸し準備を始めよう！

資産家や高所得者の確定申告では、所得だけでなく、財産状況も税務署へ申告することが義務付けられています。

時価5千万円を超える国外財産を保有する場合は“**国外財産調書**”、所得2千万円超かつ総資産3億円以上の方などは“**財産債務調書**”、を確定申告書の提出期限までに提出する必要があります。

いずれの調書でも、お持ちの資産の12月末時点での時価情報が必要です。全財産を棚卸しするとともに、特に海外資産の時価情報の入手には時間がかかるので、早めにデータを依頼しておきましょう。

●配当所得の申告はどうすればお得？

◆3種類の申告方法を所得税と住民税で選択

上場株等の配当については、●配当控除を申告、●申告分離で申告、●申告しないのいずれかの方法を、所得税、住民税で別々に選択できます。

なお住民税について、所得税で申告した方法と違うやり方を選ぶ場合、自治体へ届け出が必要です。

◆配当控除で確定申告、住民税は申告しない組合せ

配当控除は、配当所得の10% (総所得1,000万円超で5%) を税金から控除できる仕組み。

課税所得900万円以下の場合、税率だけで判断すると配当控除で確定申告、住民税は申告しないのが良さそうです。15.315%の源泉所得税の一部が還付金として戻ってきます。

◆こんな点に注意！

- ・配偶者特別控除をとるには、合計所得1千万円以内に抑える必要があります。
- ・国民健康保険に加入している場合、住民税で配当所得を申告すると保険料があがってしまう場合があります。
- ・上場株の譲渡損がある場合、申告分離で申告する方が有利な場合があります。

課税総所得金額		総合課税 (配当控除)		申告分離/申告不要	
超	以下	所得税	住民税	所得税	住民税
	195万円	5.105%			
195万円	330万円	10.210%			
330万円	695万円	20.420%			
695万円	900万円	23.483%	10%	15.315%	5%
900万円	1,800万円	33.693%			
1,800万円	4,000万円	40.840%			
4,000万円		45.945%			